

第５回 資源としての河川利用の高度化に関する検討会

議事要旨

日 時：平成 28 年 1 月 21 日（木）15:00～17:00

場 所：中央合同庁舎第 2 号館 1 階 国土交通省第 1 会議室

出席委員：小幡座長、安登委員、奥田委員、三浦委員

ゲストスピーカー：タリーズコーヒージャパン株式会社 事業開発本部
事業開発管理グループ グループ長 知久 和男

ミズベリング・プロジェクト事務局 プロデューサー
山名 清隆

議事要旨

事務局から「河川空間のオープン化」について説明の後、ゲストスピーカーから「タリーズコーヒー隅田公園店の取り組み」、「ミズベリング・プロジェクトの取り組み」について紹介。

主な意見は以下のとおり。

- 事業として河川利用をする以上、建築費用に見合う占用期間として 10 年以上が望ましい。
- 地元との連携手段を仕組化するという部分で、協議会、運営連絡会は非常に有効。当初は関係者が多く苦勞したが、慣れると関係者一同が顔見知りになり、事が早く進むことが多い。
- 投資回収には占用期間が 10 年程度必要だが、現在 3 年以内ごとの更新でありリスクがある。更新の見込みがあるとしてもリスクは残る。より普及していくためには、占用期間について考える必要がある。

- 水辺にカフェがあるというのは大変素敵な風景。こういった事例を紹介することで、日本の水辺にカフェをという機運が一層広がってくるとよい。
- 市民、企業、自治体が主体的に連携できる場をつくること、投資開発、地域開発の新しい資源として川を見ること、そして商業開発、観光開発の新しいチャンスとして川を見ることがこれからは必要。
- 具体的に河川敷になにかをつくるという話が途中まで進むと、各種許認可の担当窓口がすべて異なり、手続が円滑に進みにくい。
- 例えばNPO法人など、何かプラットフォームとして、水辺利用について様々なアドバイス、コンサルティング、情報提供、あるいは人と人とのコーディネートなどができるようなものがあると、社会的な財産になる。
- 日本は水害の多い国であり、規制の緩和に伴い水害が起きると、「それ見たことか」と一遍に水辺利用の機運がしぼんでしまう。規制は災害対策という意味で一定の歯止めになっていることから、規制の見直しには防災的な観点も必要。
- 水辺利用の機運が一層高まると、公共空間を多様な主体が活用できるように、制度面も少しずつ変わっていく必要がある。